

虐待防止のための指針

(株)ライフハック

1, ライフハックにおける虐待防止の関する基本的な考え方

虐待は、人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

①身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

②放置・放棄（ネグレスト）

障がい者を長時間の放置または、障がい者が仕事をする支援を著しく怠ること。

③心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること、または、わいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

障がい者のお金を不当に処分すること、その他障がい者から不当にお金の利益を得ること。

2, 虐待防止委員会に関する事項

- ①虐待防止発生防止に努める観点から、虐待防止委員会を立ち上げます。
虐待防止委員会の責任者は、眞田として虐待防止の担当は光田とします。
 - ②身体拘束適正委員会と虐待防止委員会を、一体的に行う場合があります。
年1回の、適正委員会を開催します。
※ただし、虐待の通報・身体拘束が行われた場合速やかに、適正委員会を開催するにします。
 - ③会議の実施にあたっては、オンライン会議を用いる場合があります。
 - ④虐待防止委員会は、必要な都度担当者が招集します。
 - ⑤虐待防止検討委員会の議題や研修は責任者が決めます
- ・虐待等が発生した場合は、速やかに委員会を開催して、再発の防止に取り組みます。
 - ・虐待等を把握した場合は、速やかに市町村に報告します。

3, 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ①職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待の防止を徹底します。
- ②具体的には、次の項目の理解を徹底します。
 - ・虐待防止の基本的な考え方の理解
 - ・虐待の種類理解
 - ・早期発見・事実確認の報告
 - ・発生後の改善策
- ③研修は、年1回以上として新しく新規職員採用時には、虐待防止研修を行います。

4, 事業所内で発生した虐待の方針に関する基本方針

①虐待または、その疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

②緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先します。

5, 虐待発生時の対応に関する基本方針

①職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待が担当者本人であった場合、責任者に報告します。

②担当者は、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った物の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った職員に事実確認をお願いします。

虐待者が、担当者の場合は、責任者が担当者も兼務します。
必用に応じて、関係職員からの事情を確認します。

③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合は、当人の対応の改善を求めます。

④上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断された場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

⑤事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を検証して、虐待の再発防止に努めます。

⑥事業所内で虐待の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて、市町村に報告します。

⑦必要に応じて、各関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行います。

6, 利用者等に対する基本 方針

虐待防止の指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が、自由に閲覧できるように資料の提供を行います。

虐待防止の責任者	眞田
虐待防止の担当者	光田
責任者・担当者への連絡 支援員	石田
責任者・担当者への連絡 支援員	平原
責任者・担当者への連絡 支援員	森 温人
責任者・担当者への連絡 支援員	新田
責任者・担当者への連絡 支援員	木村
ライフハックメンバー (仁方)	北森
ライフハックメンバー (川尻)	岩佐